

教育勅語の徳目の構造と解釈論

高橋陽一（武蔵野美術大学）

1 教育勅語解釈の焦点

2017(平成29)年春の教育勅語への注目は、学校法人森友学園への国有地売却の疑惑を追及する大阪府豊中市議会議員らの運動を報じた2月9日の『朝日新聞』の記事から始まった*1。各紙が続報し、第193国会の審議で森友学園が設置する幼稚園における教育勅語の暗唱が取り上げられた。さらに新しい学習指導要領の全部改正が告示されるタイミングで、3月31日の閣議決定による答弁書において「憲法や教育基本法（平成十八年法律第二十号）等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないと考えている。」*2と回答されたことが注目を集めた。その後も答弁や閣議決定による答弁書が続いていく*3。

(4月14日答弁書)

お尋ねの「基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法（平成十八年法律第二十号）等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものであるが、教育に関する勅語を、これが教育における唯一の根本として位置付けられていた戦前の教育において用いられていたような形で、教育に用いることは不適切であると考えている。

(4月18日答弁書)

その上で、お尋ねの「道徳科の授業の中で、教育勅語を一つの是認されるべき価値として教えること」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、特別の教科である道徳等の教科等の授業を含む教育の場において、憲法や教育基本法（平成十八年法律第二十号）等に反する形で教育に関する勅語を用いることは許されないと考えているところであるが、教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本

*1「国有地の売却額、非公表 大阪・豊中市議、「不当」と提訴」『朝日新聞』2017年2月9日（朝刊）、大阪版37面、東京版38面（東京版は「金額非公表、近隣の1割か 大阪の国有地、学校法人に売却」）。

*2内閣総理大臣安倍晋三発・衆議院議長大島理森宛「衆議院議員初鹿明博君提出教育勅語の根本理念に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質193第144号）2017年3月31日。

*3「衆議院議員宮崎岳志君提出「教育ニ関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問に対する答弁書」4月14日答弁書（内閣衆質193第206号）、「衆議院議員長妻昭君提出教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問に対する答弁書」4月18日答弁書（内閣衆質193第219号）など。

理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものである。また、教育において、憲法や教育基本法等に反する形で教育に関する勅語が用いられた場合は、まずは、学校の設置者や所轄庁において適切に対応すべきである。

下線を付した文言から、今日の学校教育を規定する日本国憲法、教育基本法という上位法令との整合性が強く求められ、その基本理念を「国民主権等」とまとめていることが分かる。誤解を恐れずに言えば、この閣議決定の基本は、上位法令の原理原則に従って学校教育法、同施行規則、学習指導要領などが学校教育実践に法的拘束力をもつという観点からは妥当な内容といえる。

しかし、第一に問題は、教育勅語そのものが国民主権等に合致するのかという問いである。このために教育勅語に何が書かれていて、それがどう理解されていたかを確認していく必要がある。教育勅語の中に普遍的な徳目があるという議論は、教育勅語本文の中に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と明示されている。後述するようにこの自画自賛が教育勅語解釈のなかの難題となっていたように、歴史的な文脈や文章そのものの文脈から切り離して個別の徳目を論じることは不可能であろう。

第二に問題は、幼稚園の幼児や小学校の児童等に教育勅語を暗唱させることが今日の教育のあり方として適切かという問いである。ここには、特別の教科である道徳（道徳科、「特別の教科 道徳」）が、小学校では2018(平成30)年度から、中学校では2019(平成31)年度から実施されるに当たり、多様な価値観を前提にした道徳教育やアクティブ・ラーニングの視点からどう考えるかという課題も出てくる。

2 教育勅語解釈の歴史

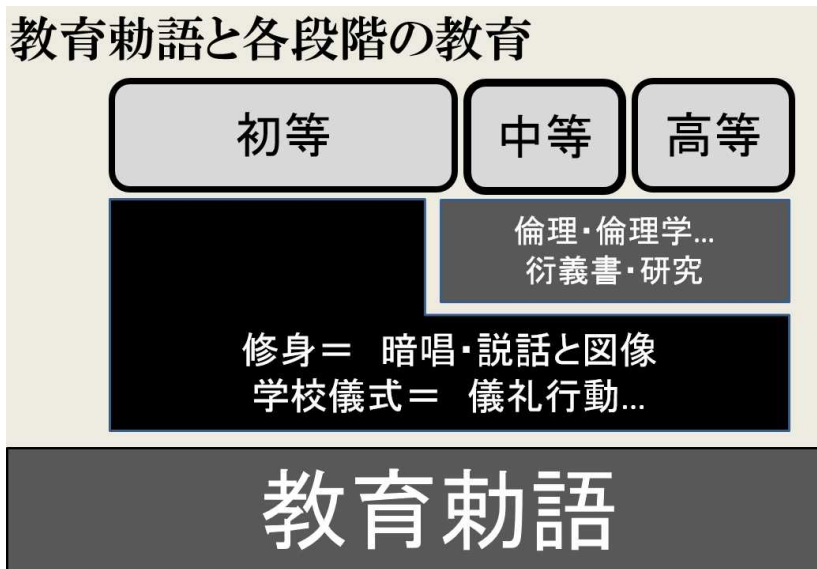
すでに小股会員による第1報告によって、教育勅語が初等教育（尋常小学校、高等小学校、国民学校等）、中等学校（中学校、高等女学校、実業学校等）、高等教育（高等学校、専門学校、大学等）などにおいて不敬事件等の原因になった状況が描き出された。教育勅語が、教員や学生生徒児童等どのように影響を与えるかを考えると、次の図表のように描き出せる。

学校儀式における教育勅語の活用や、内容を踏まえない暗唱等は初等教育から実践可能であるが、

教育勅語を解釈して学習するのは、中等教育以上と考えてよいだろう。こうした中等教育以上の段階を通じて学校教員や社会の指導的地位にある者が養成されるのであるから、教育勅語の解釈について考えることは、学校教育さらに社会教育全体を通じた教育勅語を巡る常識の形成に重要である。

【研究の系譜】

教育勅語に関しての百科事典的説明は、驚くほど似通う。それは、辞書的な簡潔な定義の後、教学聖旨論争や徳育論争を経て、地方長官会議を契機に井上毅と元田永孚が起草する経緯、大日本帝国憲法との関係や君主の著作としての法令上の特殊性、そして内容の紹介から不敬事件、学校儀式へと続いて戦後の取扱へいたる定型パターンが確認できる。参考図書として海後宗臣による研究成果、近く



は佐藤秀夫らの研究成果を列記している。一般的な百科事典、歴史学事典でも日本教育史研究者が執筆者になることが通例である。

教育勅語のアカデミックな研究、とりわけ制定過程についての史料批判的な研究は、戦前昭和期から実施されていた。『明治天皇紀』を編むための臨時帝室編修官であった渡邊幾治郎は、1930(昭和5)年の「教育勅語渙発四十周年記念」に際して『報知新聞』に記事を寄せて、元田永孚や井上毅の起草や「君主の著作」としての性格などを触れた『教育勅語渙発の由来』を刊行した^{*4}。1930(昭和5)年の「教育に関する勅語渙発四十周年記念式」に関する展示等では制定経緯の歴史的資料はまだ出されないが^{*5}、1940(昭和15)年の「教育に関する勅語渙発五十年記念」では元田永孚や井上毅の書翰も展示され^{*6}、国民精神文化研究所から『教育勅語渙発関係資料集』全3巻が刊行された^{*7}。この研究を支えたのが海後宗臣であり^{*8}、戦後に東京大学教育学部を退官するにあたって1965年に『教育勅語成立史研究』を刊行した^{*9}。

明治天皇の名で出された勅語が元田永孚と井上毅の合作であるということ、思想対策の最前線にある教学局や国民精神文化研究所が流布させたことは、少なくとも昭和戦前期において教育勅語のアカデミックな史料研究が、必ずしも否定的な効果をもたらさないとされていたことを意味する。もちろんこうした研究の成果を享受できるのは、高等教育以上の段階であろう。あえて今日的に言えば、どのような立場であれ、教育勅語に関する評価を行うのであれば、教育勅語が影響力を持った時代における評価などを踏まえるのが、求められる姿勢であろう。

【君子の著作と多様な衍義書】

教育勅語が直接、法的拘束力を持つ詔勅等ではなく、「君主の著作」であることは同時代から理解されていた。法令に対して有権解釈や学理解釈としての注釈書が出されるのに対して、教育勅語に対しては学者や思想家などがそれぞれの学説や思想を盛り込んだ衍義書が刊行されることとなった。

教育勅語をめぐるリベラルな現象は、この多様な衍義書の存在である^{*10}。これらの多様性も教育勅語を肯定する前提で形成されていた。後述する公式の解釈書と呼ぶべき井上哲次郎『勅語衍義』のタイトルにある「衍義」という言葉を一般化させ、教育勅語を解釈する一群の書籍を衍義書と呼称した。こうした呼称は教育勅語の「四十周年」「五十周年」でも用いてリスト化されていった。

【公式の解釈書（公式的な性格の強い解釈書）】

教育勅語には君子の著作として本文があるほかは、多様な衍義書があることで、多様な学説や思想と結びつけることが可能であった。しかし教育勅語解釈の標準としての公式の解釈書をつくる動きは、その起草段階からあり、加藤弘之、中村正直、井上毅らのチェックを経たものが1891(明治24)年の井

*4渡邊幾治郎『教育勅語渙発の由来』学而書院、1935年。

*5文部省編纂『教育に関する勅語渙発四十周年記念式並記念講演会式辞祝辞講演集』ヘラルド社、1931年。東京文理科大学『教育に関する勅語御下賜四十周年記念展覧会目録』東京文理科大学、1930年。

*6教学局『教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧目録』内閣印刷局、1940年。

*7国民精神文化研究所『教育勅語渙発関係資料集』全3巻、国民精神文化研究所、1939年。

*8海後宗臣『教育学五十年』評論社、1971年、126-131頁。関連する海後宗臣の研究成果は吉田熊次との共著として、「教育勅語渙発以前における小学校修身教授の変遷」『国民精神文化研究』第1年第3冊1934年と「教育勅語渙発以後における小学校修身教授の変遷」『国民精神文化研究』第2年第8冊1935年（『海後宗臣著作集』第6巻所収）がある。

*9海後宗臣『教育勅語成立史の研究』私家版、1965年（『海後宗臣著作集』第10巻所収）。

*10戦後の教育勅語衍義書類を復刻したものとしては、古田紹欽編輯『教育勅語関係資料』（第一集）、日本大学精神文化研究所・日本大学教育制度研究所、1974年。同資料集は1991年に第15集まで刊行されている。教育勅語の資料としては、佐藤秀夫編『教育1（続・現代史資料8）』みすず書房、1994年及び同『教育2（続・現代史資料9）』みすず書房、1996年、『教育3（続・現代史資料10）』みすず書房、1996年。

上哲次郎著の『勅語衍義』となった。中村正直校閲・文部大臣芳川顕正序文という権威付けによって同時代から特別な位置づけが明示され、中学校や師範学校で活用され、編纂経緯は戦前昭和期からも知られていた*11。

この『勅語衍義』も、それ以上の独占的な権威付けはなされず、その後は井上哲次郎の個人著作として改版されていった。独占的な権威をもつ衍義書となりうるのは、修身科の国定教科書であるが、尋常小学校段階では抽象的な語句や論理の解釈を行う衍義のスタイルは回避されている。

国定（文部省著作）の尋常科の修身教科書では*12、第1期（1904(明治37)年度以後使用開始）は児童用では明確な文言解釈書の形を採らないが、教師用教科書では説話要領として『尋常小学修身書 第四学年 教師用』で解説が記されている。第2期（1910(明治43)年度使用開始）の国定修身教科書では児童用教科書第6巻（第6学年用）で衍義書とまでは言えないが、文言の解釈が示している。第3期（1923(大正12)年度使用開始）の第6学年、第4期（1939(昭和14)年度使用開始）の第6学年、第5期（1943(昭和18)年度使用開始）の国民学校初等科第6学年の児童用教科書もこうした簡単な衍義の形態と言える。言い換えると、初等教育の児童においては、師範教育や中等教育の生徒が学ぶべき衍義書とは異なる簡単なレベルで内容が提示され、専ら教育勅語を前提とした説話や暗唱、学校儀式における儀礼によって理解が求められていたことがわかる。

一方、高等小学校では語句や文脈に及ぶ衍義書としての体裁で編纂された。この見直しを行ったのが「聖訓ノ述義ニ関スル協議会」である。1940(昭和15)年の文部省『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』は、「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」の解釈とともに教育勅語の解釈を見直したものであるが、報告書に「秘」として「公ノ論義ノ用ニ供スル等ノコト」を禁じて「執務上の参考」と使用目的を限定した。これは権威ある人文系の学者を集めた会議で教育勅語の議論が白熱していることを知らせたくないというだけでなく、公式の解釈が政府の決定のように伝わることを回避したのもあろう。決定事項にあたる部分は表現を変えて、国定第5期の国民学校初等科修身の教師用教科書などに反映されることになる。

ここで確認できることは、公式の解釈書、公式の衍義書、正確には「公式的な性格の強い解釈書」と言えるものは存在するが、それが初等教育の児童には簡略化されたり、限られた層に「秘」として扱われるといった形態で影響を与えた。このことで、多様な衍義書が共存する空間ができあがっていたという点である。

【国民道徳】

1909(明治42)年の文部省による中等教員検定試験や7月の全国中等学校長会議、翌1910(明治43)年の文部省主催師範学校修身科教員講習会での穂積八束と井上哲次郎と吉田熊次の講演が国民道徳論の成立の時期とみてよい*13。この国民道徳論は教育勅語を踏まえつつその衍義や語句解釈にこだわらない道徳論である。大学を発信源として、中等教育段階の教員や生徒を対象とする点に特徴があり、文部省の中等教員検定試験では「国民道徳要領」が各教科を通じて受験生に出題される。井上哲次郎は、著書『我が国体と国民道徳』1925(大正14)年において「国民道徳研究指針」を示して、歴史や理想から検討するという課題を提唱するが、この研究的性格が中等教育以上の研究的な学習を行う人々への道徳論として理解される。この研究的性格は歴史的事実への批判的検証を含むものであり、井上哲次郎自身が『我が国対と国民道徳』に三種の神器が喪失されたと記述したことにより不敬に問われて、1926(大正15=昭和元)年には公職の辞任へと追い詰められた。

この研究的性格を持った国民道徳が登場した時期に、国定修身教科書の第2期（1910(明治43)年使

*11経緯の解題は、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第3巻、3-4頁。井上哲次郎『勅語衍義』（上下）、敬業社・哲眼社、1891年。

*12前掲佐藤秀夫『続現代史資料9』に整理された「文部省著作の教科書における教育勅語等の解説」を参照。

*13高橋陽一「井上哲次郎不敬事件再考」寺崎昌男・編集委員会編『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規、1993年。

用開始)が重なってくる。1908(明治41)年の教科用図書調査委員会による検討では、教育勅語の「斯ノ道」は「古今ニ通シテ謬ラス中外ニ施シテ悖ラス」と表現されるので、その指示内容に「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」が入ると外国には通じないとして^{*14}、語句の衍義的記述のある『高等小学校修身書巻二』に、「「斯ノ道」とは「父母ニ孝ニ」以下「義勇公ニ奉シ」までを指し給へるなり。」と明記されるに至る^{*15}。

【宗教的情操】

1899(明治32)年のいわゆる「訓令12号」により学科課程に定めのある学校の宗教教育が原則として禁止されたことへの反撥として、「宗教的信念」の名称で大正末から教育界でが始まった。どのような特定の宗教にも依拠しないという定義により「宗教的情操」と名付けられた概念は、1935(昭和10)年11月28日の文部次官通牒によって認められた。この通牒でも、教育勅語が宗教的情操の前提として位置づけられている^{*16}。

【日本精神】

1931(昭和6)年ごろから喧伝されたのが日本精神という言葉である。1936(昭和11)年の日本諸学振興委員会の規程に明記されながら、1944(昭和19)年には日本精神という言葉が削除された。ここには日本精神には日本の伝統文化とりわけ古典に依拠した研究が前提になるために史料批判が行われ伝統文化が海外起源だという矛盾を来しやすいことや、「大東亜」との矛盾が生じることが挙げられる^{*17}。

【皇国ノ道】

1939(昭和14)年10月に文部省に設置された聖訓ノ述義ニ関スル協議会では、従来の国定修身教科書の内容も含めて見直しが行われた。「斯ノ道」が「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」も指示内容に含むことが確認された。一方で、1937(昭和12)年3月の高等学校高等科教授要目の修身科の教授方針をはじめとして「皇国ノ道」という言葉が書き込まれ始め、1938(昭和13)年以後の教育審議会の答申類にも登場する。この「皇国ノ道」は、法令に書きにくい君主の著作としての教育勅語を勅令に書き込むための言葉として、教育勅語の「斯ノ道」を意味する言葉として有権解釈で定着する。1941(昭和16)年の国民学校令第1条に教育の目的は「皇国ノ道」として明示され、1943(昭和18)年の中等学校令や高等学校令改正、師範教育令改正で第1条に盛り込まれていく^{*18}。

国民学校令などの廃止は1947(昭和22)年の学校教育法の4月1日施行をもって行われるのであるから、それまでは「皇国ノ道」は生きていたという解釈は成立しうる。もちろん、終戦直後から一連の処置がとられて、1948年6月19日衆議院「教育勅語等排除に関する決議」、参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」へと至るのであるから、君子の著作の「斯ノ道」を勅令第1条の有権解釈としてすべりこませていた矛盾のみが重大視された形跡は見つけにくい。

*14『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』における吉田熊次の発言から、佐藤秀夫前掲『教育2(続・現代史資料9)』、359-397頁所収。

*15文部省『高等小学校修身書 巻二 児童用』大阪書籍、一九一三年、75頁。

*16高橋陽一「宗教的情操の涵養に関する文部次官通牒をめぐって—吉田熊次の批判と関与を軸として—」『武蔵野美術大学紀要』第29号、1998年。

*17高橋陽一「芸術学会」及び「国体・日本精神と教学刷新」駒込武・川村肇・奈須恵子編『戦時下学問の統制と動員—日本諸学振興委員会の研究』東京大学出版会、2011年。

*18高橋陽一「「皇国ノ道」概念の機能と矛盾—吉田熊次教育学と教育勅語解釈の転変」『日本教育史研究』第16号、1997年8月。

3 教育勅語本文の構造

教育勅語の本文を確認し、紹介した聖訓ノ述義ニ関スル協議会の解釈、報告者による現代語訳を挙げておこう。

【教育勅語本文】

帝国大学をはじめ文部省の直轄学校に対して、天皇の自筆の署名と押印のあるものが渡されたが、そのテキストで「睦仁」というサインのある箇所と「天皇御璽」という朱印が押捺されている箇所は「膳本」や国定教科書では「御名御璽」と記される。また「世々」「拳拳」の表記は「世々」「拳々」と「々」に置きかえたテキストも流布している。正字略字等もまちまちである。ここでは海後宗臣が用いた東京大学史史料室所蔵の自筆署名の史料により、常用漢字の字体に改めた。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独り朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其徳フ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

睦仁〔御名〕 天皇御璽〔御璽〕

【聖訓ノ述義ニ関スル協議会の全文通釈】

文部省『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』1940年に掲載されたもの*19。

教育に関する勅語の全文通釈

朕がおもふに、我が御先祖の方々が国をお肇めになつたことは極めて広遠であり、徳をお立てになつたことは極めて深く厚くあらせられ、又、我が臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、国中のすべての者が皆心を一にして代々美風をつくりあげて来た。これは我が国柄の精髓であつて、教育の基づくところもまた実にこゝにある。汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互いに睦み合ひ、朋友互に信義を以て交り、へりくだつて気随気儘の振舞をせず、人々に対して慈愛を及すやうにし、学問を修め業務を習つて知識才能を養ひ、善良有為の人物となり、進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、万一危急の大事が起つたならば、大義に基づいて勇気をふるひ一身を捧げて皇室国家の為につくせ。かくして神

勅のまに々々天地と共に窮りなし宝^{あまつひつぎ} 祚の御榮をたすけ奉れ。かやうにすることは、たゞに朕に対して忠良の臣民であるばかりではなく、それがとりもなほさず、汝らの祖先ののこした美風をはつきりあらはすことになる。

こゝに示した道は、実に我が御祖先のおのこしになつた御訓であつて、皇祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が共々にしたがひ守るべきところである。この道は古今を貫ぬいて永久に間違がなく、又我が国はもとより外国でとり用ひても正しい道である。朕は汝臣民と一緒にこの道を守つて、皆この道を体得実践することを切に望む。

*19文部省図書局編『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』文部省、1940年2月序。この協議会は、1939(昭和14)年10月30日より12月12日まで7回にわたり開催された。本書は秘扱いの報告書で同時代には限定された範囲しか公開されなかったが、佐藤秀夫前掲『教育2(続・現代史資料9)』に翻刻。

【聖訓ノ述義ニ関スル協議会の語句釈義と決定事項】

勅語の語句釈義

朕 天皇の御自称である。

皇祖皇宗 天皇の御先祖の方々。

肇 創開の義。

宏遠 宏は廣大、遠は遠大である。

樹 立である。

億兆 衆多の臣民を指す。

厥 其である。

濟 成である。

「此レ」 「皇祖皇宗」以下「世々厥ノ美ヲ濟セルハ」までを指す。

国体 国柄の義。

精華 精髓に同じく純且美なる実質をいふ。

淵源 基づく所の義。

恭儉 恭はつゝしむこと、儉は心をひきしめること。

「持シ」 執り守る義。

「及ホシ」 近より遠にひろめる義である。

「智能ヲ啓発シ」 智能才能を進めること。

「徳器ヲ成就シ」 徳のある有為の人となること。

世務 世上有為の業務である。

国憲 国の根本法の義。

国法 広く国の法令を指す。

緩急 危急変乱をいふ。

義勇 義にかなつた勇氣。

「公ニ奉シ」 皇室国家の為に尽くすことである。

天壤無窮 天地と共に窮りない義。

「皇運ヲ扶翼ス」 宝祚の御榮を輔け奉ることである。

顕彰 あらはすこと。

「斯ノ道」 前節を通じてお示しになつた皇国の道であつて、直接には「父母ニ孝ニ」以下「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」までを指す。

子孫 皇祖皇宗の御子孫である。

古今 過去及び現在である。

中外 我が国及び外国である。

悖 逆である。

拳々服膺 拳々は捧持の貌、服膺とは胸に着ける義である。拳々服膺とは、両手で物を大切に持つて胸に着けるやうに遵守するをいふ。

咸 皆である。

「其徳ヲ一ニセン」 この道を体得して同じく身につけようとの意である。

「庶幾フ」 冀ひ望むの義。

勅語の述義につき主なる問題に関する決定事項

一、勅語の全文は、「顕彰スルニ足ラン」までと「斯ノ道ハ」よりとの二節から成ると解し奉る。述義の便宜上、第一節を二段に分ち、或は更に細分することも差支へないが、いきなり「勅語を三段に分つて拝誦すれば」等とある教科書の表現は考慮を要する。

二、「朕惟フニ」は莊重なる発句と解し奉る。従つて、特別にどこまでかゝるといふやうに考へることは不適當である。

三、「深厚ナリ」の所に於ては、文章として切れないものと解し奉る。

- 四、「皇祖皇宗」は一語として取扱ひ、天照大神を始め皇室の御先祖の方々を指し奉るものと拝察する。
- 五、「国体ノ精華」は、「皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ」以下「世々厥ノ美ヲ濟セルハ」までを含むと解し奉る。精華は精髓といふに同じく、純且美なる実質をいふ。
- 六、「一旦緩急アレハ」の「アレハ」は「あつたときには」の意である。
- 七、「子孫臣民」については、「天皇の子孫臣民」と拝することも出来るが、尚研究を要する。
- 八、「徳ヲ一ニセン」については「咸有一徳」の一徳ではないものと解し奉る。

【現代語訳＝報告者による】ふりがな句読点を加筆*20

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、国ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。

(天皇である私が思うのは、私の祖先である神々や歴代天皇が、この国を始めたのは宏遠なことであり、道徳を樹立したのは深厚なことである。)

我カ臣民、克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス。

(我が臣民は、よく忠にはげみ、よく孝にはげみ、皆が心を一つにして、代々その美風をつくりあげてきたことは、これは我が国体の華々しいところであり、教育の根源もまた実ここににあるのだ。)

爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、学ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ、常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。

(汝ら臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹は仲良く、夫婦は仲むつまじく、友人は互いに信じあい、恭しく己を保ち、博愛をみんなに施し、学問を修め実業を習い、そうして知能を発達させ道徳性を完成させ、更に進んでは公共の利益を広めて世の中の事業を興し、常に国の憲法を尊重して国の法律に従い、非常事態のときには大義に勇気をふるって国家につくし、そうして天と地とともに無限に続く皇室の運命を翼賛すべきである。)

是ノ如キハ、独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。

(こうしたことは、ただ天皇である私の忠実で順良な臣民であるだけではなく、またそうして汝らの祖先の遺した美風を顕彰することにもなるであろう。)

斯ノ道ハ、実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス。

(ここに示した道徳は、実に私の祖先である神々や歴代天皇の遺した教訓であり、皇孫も臣民もともに守り従うべきところであり、これを現在と過去を通して誤謬はなく、これを国の内外に適用しても間違いはない。)

朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

(天皇である私は、汝ら臣民とともにしっかりと体得して、みんなでその道徳を一つにすることを期待するものである。)

【主要な徳目の構造】

第一段の前半には儒教に根拠を持つ徳目として「忠」と「孝」が特記される。後半には儒教起源や西洋近代起源の徳目が列記され、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」で総括される。「以テ」とする総括を区切ろうとしたのが国定第2期の解釈であり、これを明確につなげて「斯ノ道」で包括したのが聖訓ノ述義ニ関スル協議会での解釈である。両説の違いは、国外に通用するかどうかであり、教育勅語の国内における徳目の帰結を天壤無窮の皇運扶翼としたことには違いはない。

*20高橋陽一『道徳教育講義』武蔵野美術大学出版局、2003年。高橋陽一『新版 道徳教育講義』武蔵野美術大学出版局、2012年。高橋陽一・伊東毅『道徳科教育講義』武蔵野美術大学出版局、2017年。

忠 孝

父母ニ孝ニ
兄弟ニ友ニ
夫婦相和シ
朋友相信シ
恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ
学ヲ修メ 業ヲ習ヒ
以テ……智能ヲ啓発シ 徳器ヲ成就シ
進テ……公益ヲ広メ 世務ヲ開キ
常ニ……国憲ヲ重シ 国法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ……義勇公ニ奉シ

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

【主要な登場人物の構造】

本文全体を貫くのは、忠と孝の構造である。過去と現在と未来にわたって、天皇へ臣民は忠を求められ、また天皇も臣民も各世代が孝によって結ばれる。

	天皇	臣民
過去	我カ皇祖皇宗	我カ臣民、爾祖先
現在	朕	爾臣民、忠良ノ臣民
未来	(天皇の) 子孫	子孫臣民

こうした構造は、1889(明治22)年2月11日の大日本帝国憲法が近代国家としての立憲体制を整備しつつも、第1条に天皇主権を明示した憲法として成立したことと呼応する。帝国憲法の「告文」で「天壤無窮」や「皇祖皇宗ノ遺訓」と記したことが教育勅語の骨格をなしており、記紀神話を活用した宗教的権威にもどつく天皇主権の教育目的の明示という基本的性格は、解釈の揺れによって変動しがたいものである。

4 まとめ

この報告は、国民主権等の原理原則に反しない形で教育勅語を教材として用いることは極めて困難であるという結論に至る。

第一に、教育勅語そのものが国民主権等に合致するのかという点については、全体を通じて天皇への忠を貫く考えや、すべての徳目を天壤無窮の皇運扶翼へ集約する考えが、主権在民を理念とする日本国憲法と矛盾することは言うまでもない。徳目の一部分を取り上げて肯定しても、それが教育勅語である限りにおいては、本来の文脈の中で天皇への忠や皇運扶翼に集約されるものである。

たとえば「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」とある箇所は、法令遵守義務(コンプライアンス)と置き換えられるが、ここでいう国憲と国法は教育勅語成立段階の大日本帝国憲法を中心にした法令類であり、日本国憲法が大日本帝国憲法の規定する改正規定により成立した憲法だとしても、とても「国民主権等」に合致するとは読めないのである。

第二に問題は、幼稚園の幼児や小学校の児童等に教育勅語を暗唱させることが今日の教育のあり方として適切かという問いである。これは教育勅語そのものの価値が肯定されることを前提にしてのみ可能な教育方式であって、戦前日本において一般的に見られたからと言って、主権在民等の理念と反することが明確な状態では採用することは不適當である。主権在民にふさわしい道徳教育は、価値観の多様性を前提に、それぞれの主体性を伸張することが求められる。